

第59回 “社会を明るくする運動” に寄せて

大津保護観察所長 岡坂吉朗

犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる社会は、すべての人々の願いであり、そのような社会を築くためには、犯罪をした人や非行のある少年が、再び犯罪や非行をすることがなく、社会の一員として立ち直ること、また、犯罪が発生しないような地域社会を築いていくことが大切です。

更生保護という仕事は、地域社会からの理解と協力に支えられながら、犯罪をした人や非行のある少年が社会の中で適切に指導することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けるとともに、犯罪を予防するための活動を促進し、犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる社会づくりを目指しています。

さて、更生保護において取り組んでいる犯罪予防活動として、“社会を明るくする運動”があります。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くため、全国で展開されているもので、毎年、7月を強調月間として、本年度で59回目を迎えます。

本年の特徴は、行動目標と重点事項を策定し、運動展開の指針としたことです。

本運動で取り組むべき具体的な行動目標については、

- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ② 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③ これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

を掲げ、その達成に寄与する活動を各地域の実情に応じて企画・実施することにより、広く地域住民の方々の参加を呼びかけることとしています。

また、重点事項については、「犯罪や非行をした人たちの就労支援」を掲げています。

犯罪や非行をした人たちの改善更生のためには、就労は欠くことのできない大切な要素です。現在、世界的な金融危機を背景とした雇用の急速な悪化という厳しい社会情勢にありますが、犯罪や非行をした人たちの就労支援につきましては、平成18年度以降、保護観察所等と公共職業安定所とが連携し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、トライアル雇用制度の活用等の刑務所出所者等就労支援事業を推進しているほか、地域全体で協力雇用主の拡大を推進する活動や地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備し、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野からの就労先の確保と円滑な雇用に促進する活動を進めています。また、本年度から、就労支援も含めた地域生活定着支援を図るため、福祉機関との連携を図りながら、高齢又は障害を抱える刑務所出所者等の社会復帰を支援する施策も始まります。

“社会を明るくする運動”は、戦後の荒廃した社会の中にあって大きな社会問題となっていた少年の非行に心を痛め、更生保護制度の思想に共鳴した東京・銀座の商店会連合会の有志が犯罪予防と少年保護を訴える「銀座フェア」を開催したことが契機となったもので、住民の意志によって自発的に生まれた活動が原点となっています。

地域住民の皆様におかれましては、本運動の趣旨を御理解いただき、さまざまな行事への参加を通して、更生保護への御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

